



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6797108号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

タンパク質／オリゴヌクレオチドコアシェルナ
ノ粒子治療薬

特許権者
(PATENTEE)

アメリカ合衆国 イリノイ 60208, エ
ヴァンストン, クラーク ストリート 63
3
国籍・地域 アメリカ合衆国
ノースウェスタン ユニバーシティ

発明者
(INVENTOR)

ミルキン, チャド エー.
プロディン, ジェフリー ディー.

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2017-509735

出願日
(FILING DATE)

平成27年 8月19日(August 19, 2015)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 2年11月19日(November 19, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年11月19日(November 19, 2020)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

糟谷敏秀



特許料納付期限日

重要 特許料の納付について

特許証送付先

住所

〒530-0011
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランプロ
ント大阪 タワーC 山本秀策特許事務所

氏名

山本 秀策

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6797108号
登録日 令和 2年11月19日
出願番号 特願2017-509735
出願日 平成27年 8月19日
請求項の数 23
納付年分 第3年分まで
受領金額 20,100円
受領日 令和 2年11月17日

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願います。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要で

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第4年分	令和 5年(2023年)11月19日
第5年分	令和 6年(2024年)11月19日
第6年分	令和 7年(2025年)11月19日
第7年分	令和 8年(2026年)11月19日
第8年分	令和 9年(2027年)11月19日
第9年分	令和10年(2028年)11月19日
第10年分	令和11年(2029年)11月19日
第11年分	令和12年(2030年)11月19日
第12年分	令和13年(2031年)11月19日
第13年分	令和14年(2032年)11月19日
第14年分	令和15年(2033年)11月19日
第15年分	令和16年(2034年)11月19日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
電話 03(3581)1101 (代表)
特許担当 内線 2708